二　当該業績連動給与に係る法第六十八条の九十五の二第一項に規定する手続の終了の日又は当該業績連動給与を支給する連結事業年度開始の日の前日のうちいずれか早い日までに当該運用財産に係る金融商品取引法第四十二条第一項第三号に定める者が組合員となつている投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の組合員集会（当該投資事業有限責任組合の運営及び組合財産の運用の状況その他の事項について報告が行われ、並びに当該事項について当該投資事業有限責任組合の組合員が意見を述べることができる当該投資事業有限責任組合の組合員から構成される合議体をいう。）その他これに類するものにおいて当該業績連動給与を支給する旨及び当該算定方法について報告が行われ、かつ、その議事録に当該支給する旨又は当該算定方法について当該投資事業有限責任組合の組合員その他これに類するものから異議があつた旨の記載又は記録がないこと。

2　法第六十八条の九十五の二第一項に規定する政令で定める規定は、銀行法第二十一条第一項及び第二項の規定並びに金融商品取引法施行令第十八条の四各号に掲げる規定とする。

（認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例）

第三十九条の百二十一の四　法第六十八条の九十六の二第二項第二号ロに規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が第三号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　法第六十八条の九十六の二第二項第二号ロの各連結事業年度における各特例事業年度（同条第一項第一号に規定する特例事業年度をいう。次項第一号及び第四項において同じ。）において生じた連結欠損金額に係る超過控除対象額（同条第二項に規定する超過控除対象額をいう。次項第一号において同じ。）

二　前号に掲げる金額の計算の基礎となつた法第六十八条の九十六の二第二項第二号ロの認定事業適応連結法人（同条第一項に規定する認定事業適応連結法人をいう。以下この条において同じ。）の同号に規定する控除した金額

三　第一号に掲げる金額の計算の基礎となつた法第六十八条の九十六の二第二項第二号に掲げる金額

2　法第六十八条の九十六の二第二項第二号ニに規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が第三号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　法第六十八条の九十六の二第二項第二号ニの適用連結事業年度における同号ニの各特例事業年度において生じた連結欠損金額に係る超過控除対象額

二　前号に掲げる金額の計算の基礎となつた法第六十八条の九十六の二第二項第二号ニの認定事業適応連結法人の同号に規定する控除した金額

三　第一号に掲げる金額の計算の基礎となつた法第六十八条の九十六の二第二項第二号に掲げる金額

3　法第六十八条の九十六の二第二項第六号に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が第三号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　法第六十八条の九十六の二第二項第二号ロに掲げる金額

二　法第六十八条の九十六の二第二項第二号ロの認定事業適応連結法人の同項第四号に掲げる金額又は同項第五号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額

三　各認定事業適応連結法人の前号に掲げる金額の合計額

4　法第六十八条の九十六の二第一項に規定する連結親法人の各特例事業年度において生じた連結欠損金額（法人税法第八十一条の九第二項の規定により当該特例事業年度において生じた連結欠損金額とみなされたものを含む。）に係る認定事業適応連結法人の法人税法第八十一条の九第三項に規定する特定連結欠損金個別帰属額の一部が特例対象特定連結欠損金個別帰属額（法第六十八条の九十六の二第二項第四号に規定する特定連結欠損金個別帰属額をいう。以下この項において同じ。）である場合には、当該各特例事業年度において生じた連結欠損金額に係る認定事業適応連結法人の特定連結欠損金個別帰属額（法人税法第八十一条の九第三項に規定する特定連結欠損金個別帰属額をいう。第一号において同じ。）のうち次に掲げる金額は、まず特例対象特定連結欠損金個別帰属額から成るものとする。

一　法第六十八条の九十六の二第二項第四号イに規定する損金の額に算入されることとなる金額のうち特定連結欠損金個別帰属額に係る部分の金額

二　法人税法第八十一条の九第五項の規定によりないものとされた金額

5　法第六十八条の九十六の二第一項に規定する連結親法人が同項の規定の適用を受ける場合における法人税法施行令第百五十五条の二十一の規定の適用については、同条第三項第一号イ中「連結欠損金繰越控除額に」とあるのは「連結欠損金繰越控除額（当該連結欠損金額に係る租税特別措置法第六十八条の九十六の二第二項（認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例）に規定する超過控除対象額又は同項に規定する個別超過控除対象額がある場合には、当該超過控除対象額及び個別超過控除対象額を控除した金額）に」と、「計算した金額」とあるのは「計算した金額に、当該連結法人の当該個別超過控除対象額を加算した金額」とする。

第三十九条の百二十二第一項中「第四十八条第二号」を「第四十六条第二号」に改め、同項第三号中「第二条第二十項」を「第二条第二十五項」に改める。

第三十九条の百三十一に次の一号を加える。

十　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第六十六条第五項又は第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十七の規定

第四十条の四の二第十四項中「第二項」を「第三項」に、「第四項第三号」を「第五項第三号」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第一項各号」を「第二項各号」に改め、「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第二号イ及びロ中「五十平方メートル」を「四十平方メートル」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第五号及び第八号中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加え、同項第一号中「第一項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項各号中「五十平方メートル」を「四十平方メートル」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十条の二第二項第一号に規定する政令で定める規模は、五十平方メートルとする。

第四十条の四の三第三項第四号中「第七十条の二の二第七項」を「第七十条の二の二第九項」に改め、同項第五号中「第七十条の二の二第十項」を「第七十条の二の二第十二項」に改め、同条第九項第二号、第十項第一号及び第十一項第一号中「第七十条の二の二第十二項各号」を「第七十条の二の二第十四項各号」に改め、同条第二十一項を削り、同条第二十項中「第七十条の二の二第十二項第二号」を「第七十条の二の二第十二項第二号」に改め、「。次項において同じ。」、「当該贈与者の死亡前三年以内に取得をしたものに限る。）」及び「（当該他の贈与者の死亡前三年以内に取得をしたものに限る。）」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第七十条の二の二第十項第二号」を「第七十条の二の二第十二項第二号」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第七十条の二の二第八項」を「第七十条の二の二第十項」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第七十条の二の二第十二項各号」を「第七十条の二の二第十四項各号」に、「同条第七項又は第九項」を「同条第九項又は第十一項」に改め、同項第一号中「第七十条の二の二第九項又は第十一項」を「第七十条の二の二第十一項又は第十三項」に改め、同項第二号中「第七十